

日本セラミックス協会セラミックス貢献賞規程

2022年11月29日改訂 理事会承認

(総則)

第1条 この規程は、公益社団法人日本セラミックス協会（以下「本会」という）が細則別表.5に定める日本セラミックス協会セラミックス貢献賞（以下、「貢献賞」という）について必要な事項を定める

(表彰の目的・種類)

第2条 貢献賞は、次の3部門とし、セラミックスに関連する業務に従事し、当該分野の進歩発達に優れた功績のあった者に対し、その貢献を称えることを目的とする。毎年表彰式の席上これを授与する。

1. 貢献賞 技能部門 賞状及び副賞
2. 貢献賞 技術・研究部門 賞状及び副賞
3. 貢献賞 教育・試験部門 賞状及び副賞

(貢献賞 技能部門)

第3条 貢献賞 技能部門受賞候補者の資格は、特別会員が推薦する個人であって、セラミックスに関連する製造現場及び研究開発、試験・分析現場において技能業務に従事し、成績優秀でその技能抜群の者で、次に掲げる基準の総てに該当する者とする。

- (1) 通算20年以上にわたり上記業務に従事している者。
- (2) 年齢が満40歳以上の者。

(貢献賞 技術・研究部門)

第4条 貢献賞 技術・研究部門受賞候補者の資格は、特別会員が推薦する個人であって、セラミックスに関連する技術開発部門及び製造部門において、技術・研究業務に従事し、当該分野の進歩発達に優れた功績のあった者で、次に掲げる基準の総てに該当する者とする。

- (1) 通算10年以上にわたり上記業務に従事している者。
- (2) 年齢が満40歳以上の者。

(貢献賞 教育・試験部門)

第5条 貢献賞 教育・試験部門受賞候補者の資格は、支部長、部会長、教育委員長 及び個人会員が推薦する個人であって、教育機関並びに国公立試験・研究機関、若しくはこれに準ずる機関において満10年以上にわたり、セラミックスの科学・技術に関する教育・啓発・普及、試験・研究、解析に功績のあった年齢が満45歳以上のものとする。

(会員歴、年齢の算定期日)

第6条 第3条～第5条に規定されている会員歴及び年齢の算定期日は、いずれも受賞の年の4月1日現在とする。

- 2 会員歴の算定は、継続した会員歴を原則とする。ただし、事務処理内規第 13 条に準じ「復会」となった場合は中断前の会員歴を加算して算定することができる。
- 3 職歴は通算した年数とする。

(表彰の件数)

第 7 条 表彰の件数は、次のとおりとする。

1. 貢献賞 技能部門 50 名程度
 2. 貢献賞 技術・研究部門 10 名程度
 3. 貢献賞 教育・試験部門 3 名以内
- 2 1 項で定めた表彰件数に関わらず、特別の事由のあるときは、それぞれの賞の表彰件数を変更することができる。

(受賞候補者の推薦)

第 8 条 受賞候補者を推薦する有資格者及びその推薦し得る数は、次のとおりとする。

1. 貢献賞 技能部門及び技術・研究部門、受賞候補者の推薦

会長は、毎年4月上旬に特別会員代表者（協会への会員登録上の代表者）に対し、文書により受賞候補者の推薦を依頼する。また支部長は支部所属の特別会員に対し、推薦を勧奨することができる。

- ① 推薦可能な数は、特別会員1級は2名、その他の特別会員は1名とする（同一会社の複数の事業所が特別会員である場合は、それぞれに、級数に応じた数の推薦権を認める）。被推薦者は特別会員在籍者に限らない。
- ② 特別会員が候補者の推薦時に推薦可能な数のなかで「貢献賞 技能部門」か「貢献賞 技術・研究部門」かの部門の区別を選択して推薦書に明記する。
- ③ 団体特別会員の場合、当該団体に所属する会員企業（ただし当協会特別会員企業を除く）の在籍者も団体特別会員の推薦権を認める。
- ④ 推薦は、所定の様式をもって行う。

2. 貢献賞 教育・試験部門受賞候補者の推薦

受賞候補者の推薦有資格者は次による。

- ① 支部長、部会長、教育委員長 及び個人会員（3名以上の連名によって1件推薦することができる）とする。ただし、自薦は認めない。
- ② 貢献賞選考委員は除く。
- ③ 当該年度の被推薦者は、同一名称の貢献賞の推薦はできない。
- ④ 会員には、毎年協会ホームページおよびセラミックス誌に協会賞推薦要項を会告して知らせる。
- ⑤ 支部長、部会長、教育委員長には、書面をもって推薦を依頼する。
- ⑥ 推薦書の提出期限を過ぎたものは受理しない。
- ⑦ 推薦者は、所定の推薦書及び関連資料を添えて、提出期限までに会長あて推薦する。
関連資料には「推薦理由概要の業績」を証するため、推薦者は「強調すべき業績内容」を箇条書きとしたものを添付する。

(選考委員会)

第9条 受賞候補者選考のため、貢献賞選考委員会を置く。委員会の構成は、委員長1人、委員7人以上10人以内の計11人以内とし、委員は、つとめてセラミックス各分野の有識者を含ませるものとする。

- 2 委員長の任期は、1年とし、毎年理事会の議決を得て会長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、毎年2分の1改選とし、毎年理事会の議決を得て会長が委嘱する。
- 4 委員に欠員が生じた場合は、直ちにこれを補充するものとし、補充された委員の任期は、前任者の任期を引継ぐものとする。
- 5 選考委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(選考結果の報告)

第10条 選考委員長は、受賞候補者の選考結果を、選考理由書を付し、会長に報告するものとする。

(決定)

第11条 会長は、前条の答申に基づき理事会に諮り受賞者を決定する。

(表彰)

第12条 表彰は、本会の創立を記念して10月中に行うものとする。賞の授与は、賞状及び副賞とする。

(規程の変更)

第13条 この規程を変更する場合は、理事会の議決を得て行うものとする。

(改訂の経緯)

2017年11月28日制定 理事会承認(セラミックス賞の名称を日本セラミックス協会セラミックス貢献賞に変更し、第2条(表彰の目的・種類)で旧セラミックス賞を(技能)、(技術・研究)を新設、旧功績賞を(教育・試験)の3部門とした)

2018年1月18日 第3条、4条、5条被推薦者の資格について補足追記

2018年3月5日 第6条第2項変更 理事会承認

2019年3月1日 第8条第3項の削除および第9条第5項の追加 理事会承認

2022年11月29日 教育部門の推薦者資格、技能部門、技術・研究部門の推薦者要件を見直し 理事会承認